

## ACSV MONTHLY LETTER

平成25年12月12日、「平成26年度税制改正大綱」が発表され、平成26年3月20日に参議院で可決され成立しました。復興特別法人税の1年前倒し廃止などがある一方で、給与所得控除の上限の引き上げ、ゴルフ会員権の譲渡損失取扱いの見直し、消費税簡易課税の見直しなどの増税が実施されます。

この改正のうち中小企業・個人に関連する主な改正は以下の通りです。

### ● 復興特別法人税の廃止 法人税：減税

東日本大震災からの復興財源確保のために、従来は平成27年3月31日までに開始する事業年度は、法人税額の10%が復興特別税として加算するとされていました。改正により1年間前倒して廃止され、平成26年3月31日までに開始する事業年度となりました。

なお、個人所得税に加算されている所得税額の2.1%の復興特別税は、現行通り平成49年分までとなります。

### ● 給与所得控除の上限設定 個人所得税：増税

給与所得は（給与の収入金額－給与所得控除）で計算されます。この給与所得控除について、上限額が引き下げられます。

～平成27年（現行）	平成28年	平成29年～
給与1500万円超は 控除上限額245万円	給与1200万円超は 控除上限額230万円	給与1000万円超は 控除上限額220万円

### ● 消費税の簡易課税制度の見直し 消費税：増税

基準期間（2期前）の課税売上高が5000万円以下の中小企業等には、売上高の一定率を仕入れにかかった消費税額とみなす「簡易課税制度」が設けられています。業種によりみなし仕入率が以下の通りとなっています。

区分	事業の種類	みなし仕入率
第1種事業	卸売業	90%
第2種事業	小売業	80%
第3種事業	製造業	70%
第4種事業	その他	60%
第5種事業	サービス業	50%
第6種事業	不動産業（新設）	40%

金融業及び保険業は第5事業（現行は第4事業）、不動産業は第6事業（現行は第5事業）となり、それぞれみなし仕入率が引き下げられます。この改正は、平成27年4月1日以後に開始する課税期間から適用されます。

なお、居住用不動産の貸付は、従来から消費税非課税となっております。

● ゴルフ会員権の譲渡損失が控除対象外に **個人所得税：増税**

ゴルフ会員権やリゾート会員権は「生活に通常必要でない資産」の範囲に加えられ、売却損失について他の所得との損益通算ができなくなります。

この改正は、平成26年4月1日以後に行う売却から適用されます。

● 中小企業の特例の延長 **法人税：減税**

交際費等の定額限度額（年間600万円）、少額減価償却資産の一括償却（1個30万円未満、年間限度300万円）の特例が2年間延長されます。

交際費等については、飲食のために支出する費用の50%を損金にする制度が創設され、定額限度額との選択適用となります。

● その他の改正

- 消費税が5%から8%に上がる平成26年4月から、住宅ローン控除が拡充されます（一般住宅の場合：年間20万円⇒40万円）。
- 自動車取得税が消費税率8%段階で軽減、10%段階で廃止されますが、軽自動車税は平成27年4月から増税されます。

会計ソフトの入力について（注意！）

財務応援や弥生会計などの会計ソフトは、平成26年3月31日までの日付で入力した仕訳は消費税率5%に、4月1日からは8%になるように設定されています。4月1日以降の入出金で旧税率の取引を仕訳する場合は、請求書等を確認し、その都度5%に手修正して入力して下さい。

■ 税務カレンダー

	内容	備考
4月	個人所得税・消費税の振替納付 固定資産税の納付（第1期）	
5月	自動車税の納付	

（注）法人税の確定申告期限は、決算日より2ヶ月以内です。

個人所得税の確定申告・贈与税申告は翌年3月15日です。

源泉所得税の納付期限は、翌月10日です（納期特例を除く）。

住民税納付の日程については、上記と異なる地域があります。